

ヨリ八百萬圓ニ増スト云フ法律案が通過シテ居リナガラ、政府ノ今回議會ニ提出セラレタル豫算面ニ於テハ、ヤハリ舊ノ通り二百萬圓ニナツテ居ルガ如ク、此財政上ノ遺線リハ頗ル窮屈ナコトニナツテ居ルノデアル、此窮屈ナル豫算ヲ編成シ、而シテ之ヲ遂行セントシナガラ、一面重大ナル理由ガアツテ之ヲ民間ニ移シテ相當ニテ得ルコト云フコトノ理由ガ存在シテ居ル以上ハ、イッモ軍事當局者ノ方ハ海陸共ニ理想ハ高遠ナル理想ヲ有テ居ルケレドモ、財政ガ許サヌカラト云フノガ始終ノ辯解ノ辭アル、此辯解ノ辭ガ或ル程度マデ應用セラレテ居ルトスルナラバ、殊ニ一回ニ於テ之ヲ一般ニ公開スル義ヲ認メラレテ居ル以上ハ、此際齟齬折角ニ確立シタル陸軍當局者ノ方針ヲ實行セラレルノハ、又財政ノ上カラ言フモ確ニ私ハ必要ナコトアルト心得ル、斯ノ如ク考ヘテ來マスレバ、此三箇ノ理由ノ一ツガアツテモ、既ニ此案ニ反對スベキ理由ヲナスト思フ、況ニ三箇共ニ併立シテ居ルニ於テハ、斷ジテ此案ニ賛成スベカラズト云フ意見ヲ有ツテ居ル、而シテ唯今委員長ノ報告セラレマシタル通りニ、多數ノ人ハヤハリ大體ノ意見ニ於キマシテハ、本員ト同ジコトノ意見ヲ懷抱セラレマシテ、政府ヲシテ成ルベク民營主義ヲ執ラセルト云フ條件付ノ下ニ、此案ニ賛成スルト云フ方ガ多數アル、是ハ法律案トシテ甚ダ不徹底ナ條件付ノ賛成アラウト思フ、若シ此條件ヲ附ケテ置イテ、据置運轉資本ノ増加ダケハ時々之ヲ増加シテ行ケレドモ、民營ニサスコトハシナカッタ時分ニ、之ニ向ツテ如何ナル制裁ヲ加ヘル、何等ノ效力ナキ條件アル、スルカセヌカハ當局者ノ意中ニ在ラデ存シテ居ル更ニ效力ノナイ、唯一時體裁ヲ繕フト云フヤウナ不徹底ノ條件付ノ案アル、大體ノ主義ニ於テハ全體ハ民營主義ヲ執ツテ居ラレ、果シテ然ラバ委員會ハ全會一致ヲ以テ此民營主義ヲ賛成スルト云フモ 差支ナイ、唯與黨ノ諸君ガ多イ爲ニ、斯ウ云フ條件付ヲ以テ政府ノ意思ヲ遂行サレラユニナルケケアル、此國防ノ上カラ云フモ經濟、工業政策ノ上カラ云フテモ、又財政上ノ都合カラ云フテモ、此案ヲ通過サスノ不可ナルコトハ他ノ委員諸君ニ於テモ十分御承知デアッタラウ、私ハ然ルニモ拘ラズ他ノ委員諸君ガ不徹底ナル條件付ノ此案ヲ通過セラレタト云フコトハ頗ル遺憾ニ思ヒマスルカラ、此際私共ノ意思ノアル所ヲ茲ニ陳述致シマシテ、以上述べタル三箇ノ理由ニ付テ篤ク御熟考ノ上、ドウカ本員ノ所見ニ御賛成アラントト希望スル次第デアリマス

〔贊成〕下呼フ者アリ〔拍手起ル〕

○議長(島田二郎君) 議ハ盡キタト思ヒマス、二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決議ヲ採リマス、本案ニ付テ第二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ハ起立ラ乞ヒマス

起立者 多數

〔少數〕下呼フ者アリ

○議長(島田二郎君) 多數デアリマス、二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○福田又一君 此場合三讀會ヲ省略シマシテ委員長ノ……

〔マダ二讀會テナイ〕下呼フ者アリ

○福田又一君 直ニ二讀會ノ宣言ヲ受ケマシタ、議長ハ二讀會ヲ開クト云フ宣言ガアリマシタ、二讀會ヲ開クト云フ宣言ガサレデアリマス、仍直ニ二讀會ヲ開クト云フコトノ宣言ガアリマシタカラ〔アリマセヌ〕下呼フ者アリ〔三讀會ヲ省略シテ委員長報告通りニ可決確定ヲ望ミマス

○議長(島田二郎君) 何レニシテモ此方カラ宣告致シマス、意義ヲ明白ニ致シマス、直ニ二讀會ヲ開イテ三讀會ヲ省略シテ可決確定シタイト云フ説ト云フコトヲ宣告致シマス

東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ掘置運轉資本増加ニ關スル法律案 確定議

スル法律案(政府提出)

○議長(島田二郎君) 之ニ同意ノ御方ハ起立ラ乞ヒマス

起立者 多數

○議長(島田二郎君) 多數、可決確定致シマシタ——日程第四、海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案之ヲ議題ト致シマス——小西君

第四 海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案(小西和君提)

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

海洋調査及研究機關整備ニ關スル建議案

テ初メテ開校ノ準備ガ出來タノデアリマス、其時ノ請願ノ趣意竝ニ建議書ノ趣意ヲ見
 マスルト、御承知ノ通りニ米澤市ハ機業地デゴザイマスルカラ、染織ノ一科目ヲ主トシテ
 建議シ又請願シタノデアリマス、政府モ之ヲ諒トシマシテ市カラシテ一萬圓、二郡カラ一
 萬圓、縣カラ八萬圓、ソレカラ市カラ二萬坪ノ敷地ヲ獻納スルコトヲ條件トシテ、愈々之
 ヲ創立スルコトニナリマシタ、而シテ創立シマシテ四十二年初メ卒業生ヲ出サウナコト
 ニナリマシテ、マダ二回シカ卒業生ヲ出シテ居リマセヌ、故ニマダ此高等工業學校ト云フ
 モノ、成績果シテ如何ニ發展スルカト云フコトノ見込ハ十分付キマセヌガ、今後大ニ發
 展スルト云フコトハ統計表ニ照シテ分テ居リマス、然ル所ガ政府ハ此五年度ノ豫算ニ
 於キマシテ、行政整理ノ名ニ於テ、僅ニ千五百圓ト云フ金額ヲ節約スルガ爲ニ中止ヲ
 スル、此染織ニ科目ヲ中止スル、斯ウ云フ案ニナッテ居リマス、サウシマスルト云フト當
 初ノ目的ニ反シ、世ノ希望ニ反シマシテ、米澤地方ト云フモノハ何ノ爲ニ斯ウ云フ學校
 ヲ建テル金額ヲ寄附シタカ、又機業ト云フモノ、發展ヲ圖ルガ爲ニ斯様ナコトヲシタモノ
 デアラウカ、殊ニ今日ハ歐洲戰亂ノ結果トシテ、實業ノ方ニ大ニ力ヲ注ガナケレバナラヌ
 時ニ當リマシテ、此奥羽ノ發展ノ一助トモナルベキ此染織ニ科目ノ講習ガ出來ヌト云
 フコトニナリマス、ハ甚ダ遺憾ノ次第デアリマシテ、政府トシテ斯ノ如キコトヲ僅ノ間ニ改
 廢スルト云フコトハ、餘リニ早計デアアルマイカト私ハ信ジマス(「ヒヤ、ヒヤ」ト呼フ者アリ)
 故ニ是非存續セラレンコトヲ希望シテ止マヌノデアリマス、滿場諸君ノ御贊成ヲ偏
 ニ希望致シマス

(拍手起ル)
 ○伊東知也君 本案ハ唯今ノ御説明ニ依ッテ甚ダ明瞭ナ案デアリマス、斯ノ如キ案ハ
 委員會ニ付セズシテ、此場合即決セラレンコトヲ希望致シマス(拍手起ル)

(贊成々々)ノ聲起ル
 ○議長(島田三郎君) 別ニ御發議ガアリマセヌケレバ、伊東君ノ説ニ付テ決議ヲ採リ
 マス

(贊成々々)「異議ナシ」ノ聲起ル
 ○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ確定致シマシタ——日程第六ハ、教育費
 國庫支辨ニ關スル建議案、是ハ提出者鈴木萬次郎君ヨリ説明ノ延期ヲ要求セラレマ
 シタ、御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ)「異議ナシ」ノ聲起ル
 ○議長(島田三郎君) ソレデハ延期致シマス——日程第七ヨリ第十二マデハ請願特
 別報告デアリマス、例ニ依リ一括シテ議題ト致シマス——委員長ノ報告ヲ求メマス——
 加藤彰廉君

第七 (特別報告第二號)濱四鄉村黒目ニ郵便局
 設置ノ請願 (委員長報告)

第八 (特別報告第三號)元田島區裁判所復舊ノ
 請願 (委員長報告)

第九 (特別報告第四號)元社區裁判所復舊ノ請
 願 (委員長報告)

第十 (特別報告第五號)元加治水區裁判所復舊
 ノ請願 (委員長報告)

第十一 (特別報告第六號)手莊村ニ登記所設置
 ノ請願 (委員長報告)

第十二 (特別報告第七號)作木村ニ區裁判所出
 張所設置ノ請願 (委員長報告)

第十三 (特別報告第八號)都城飲肥間ノ鐵道速
 成ノ請願 (委員長報告)

(加藤彰廉君登壇)
 ○加藤彰廉君 是ハ請願委員會ニ於キマシテソレ、相當ノ理由アルモノト認メマシ
 テ何レモ採擇ニ決定致シマシタ、ドウ、御贊成ヲ願ヒマス

(拍手起ル)
 ○議長(島田三郎君) 委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ
 (「異議ナシ」ノ聲起ル)

特別報告第二號
 請願文書表第九五號
 濱四鄉村黒目ニ郵便局設置ノ請願 福井縣坂井郡濱四鄉村黒目四號十
 九番地平民農橋本茂兵衛外九名呈出(紹介議員大橋松二郎君)

右請願ノ要旨ハ福井縣坂井郡濱四鄉村及栗村附近ハ耕地少キヲ以テ他府縣ニ
 行商又ハ出稼スル者多クシテ常ニ其ノ數數百人ヲ下ラス從テ郵便電信爲替等ノ郵
 便事務繁多ナリ然ルニ周圍何レノ郵便局ニ至ラムトスルニモ一里餘ノ距離アリテ其
 ノ不便不利甚シ依テ前記濱四鄉村大字黒目ニ郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在
 リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メテ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
 十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三號
 請願文書表第五八號
 元田島區裁判所復舊ノ請願 福島縣南會津郡田島町長鈴木弘二外十二
 名呈出(紹介議員鈴木實彦君)

右請願ノ要旨ハ福島縣下元田島區裁判所ハ大正二年四月廢止セラレ若松區裁
 判所ノ管轄ニ移サレタリ元田島區裁判所ノ管轄地タル地域廣漠山間僻陬ノ地ニ
 シテ交通機關備ラス殊ニ冬季積雪中ハ交通ノ杜絶屢次ニシテ其ノ不便極メテ甚シ
 ク且田島町若松市間ハ十一里ニシテ遠キハ三十二里ヲ隔テ往復十數日ヲ要スル地
 方アリ從テ其ノ勞費增加ノ爲權利拋棄ノ已ムナキニ至ルモノ、往往ニシテ之アリ是レ
 關係町村民ノ痛苦トスルトコロナリ依テ元田島區裁判所ヲ復舊セラレタシト謂フニ
 在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メテ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六
 十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第四號
 請願文書表第七三號
 元社區裁判所復舊ノ請願 兵庫縣加東郡社町長松本彌一郎外三十四名
 呈出(紹介議員横田孝史君)

右請願ノ要旨ハ兵庫縣下元社區裁判所ハ大正二年四月廢止セラレ而シテ舊管轄
 地タル加東、加西、多可三郡ノ訴訟件數ハ其ノ廢止後或ハ減少セルモノアラムト雖
 是レ健訟ノ弊ノ減セシニ非シテ勞費增加ノ爲權利拋棄ノ止ムナキモノアルニ因ルナ